証券コード　９９７８
2026年11月11日

株　主　各　位

神奈川県川崎市高津区久本三丁目１番28号
株式会社　文教堂グループホールディングス
代表取締役社長　佐　藤　協　治

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.bunkyodo.co.jp/ir/stockholder/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主の皆様へ」「招集通知・決議通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「文教堂グループホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2026年11月25日（水曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用ＱＲコードを読み取ることで、１回に限り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時

2．場　　所　神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号
HOTEL ARU KSP　３階　ＫＳＰホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第76期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第76期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案　（第１号議案）
第１号議案　取締役６名選任の件

株主提案　（第２号議案から第６号議案）
第２号議案　社外役員の在任期間に関する定款一部変更の件
第３号議案　代表取締役の在任期間に関する定款一部変更の件
第４号議案　取締役の報酬額設定の件
第５号議案　取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役の報酬額設定の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
3．本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・事業報告の「主要な事業所」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「責任限定契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に対する基本方針」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
・監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
4．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

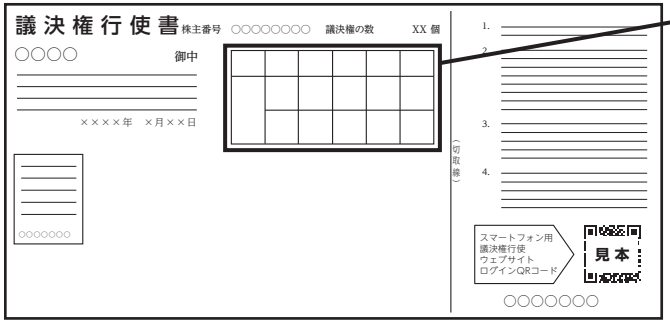
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

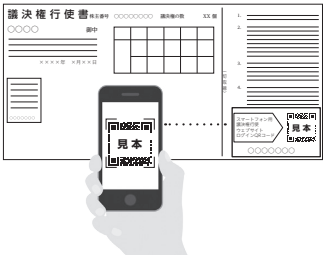
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

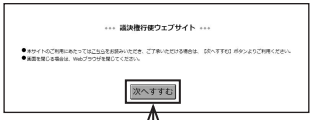
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

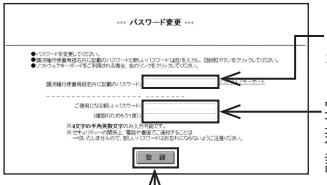
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　年末年始を除く９：00～21：00)

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の改善、設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移する一方で、中東情勢の不安定化や自然災害の影響に加え、海外経済の動向、金融資本市場の変動など、先行きには依然不透明感が残っております。特に、資源価格や為替相場の変動は、企業の調達・物流コストや家計負担に影響を及ぼす要因となっております。

個人消費につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きがみられる一方、物価上昇に伴う家計の慎重な支出姿勢もみられます。教養娯楽関連支出については、旅行や映画などの体験型サービスに加え、読書を通じた学びや余暇の充実への関心が、書籍等の需要につながることが期待されます。今後も、賃金上昇による購買力の改善と消費動向を注視してまいります。

出版流通業界におきましては、読者の購買行動やコンテンツの利用形態の変化を背景に、紙の出版物市場の縮小という構造的な課題が続いております。電子出版の普及が進む一方、紙の出版物を取り扱う書店では、販売機会の確保に加え、返品の抑制、在庫・物流の効率化及び店舗運営の生産性向上が引き続き重要な課題となっております。

こうしたなか経済産業省の「書店活性化プラン」等において、書店は地域の文化創造基盤として位置づけられ、その活性化に向けた施策が示されております。書店には、書籍等の販売に加え、多様な知識や文化に触れる機会を提供する役割が期待されており、地域の需要に応じた品揃えやサービスの充実を通じ、来店機会の創出と収益性の向上を両立することが求められております。

こうした役割を持続的に果たしていくためには、店舗運営の効率化とコストへの対応も重要となっております。事業運営におけるコスト面では、最低賃金の引き上げや人材確保に伴う人件費の増加に加え、物流費、店舗の維持管理費及び賃借料等の上昇圧力が続いております。また、国際情勢や資源価格の変動による水道光熱費への影響にも留意が必要な状況にあります。当社グループにおきましては、こうした経営環境に対応するため、業務プロセスの見直しやデジタル化の推進、物流条件の再評価、取引条件の点検等を通じ、コストの最適化と店舗運営の効率化に継続して取り組んでまいりました。

このような経営環境のもと、当社グループは、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）において同意を得た事業再生計画に基づき、事業構造改革に取り組んでまいりました。当連結会計年度は、2026年８月期を初年度とする３カ年の中期計画に基づき、不採算店舗の閉鎖、収益性の高い商材の導入など持続的な収益基盤の確立に向けた施策を進めてまいりました。今後も、経営環境の変化や書店活性化に向けた動向を踏まえ、同計画に掲げる施策を着実に実行し、地域の文化拠点である「街の書店」の存続と、持続可能な企業集団の実現を目指してまいります。

主力の販売事業におきましては、利益率の改善に向け、書籍部門では、㈱ブックセラーズ＆カンパニーを通じた商品の取扱いを拡大するとともに、書籍の定価上昇も売上高の押し上げに寄与いたしました。雑誌部門では、コミックの販売が引き続き低調に推移する一方、一部の定期誌において買い切り方式での仕入を継続し、需要予測に基づく仕入の精度向上に取り組んでまいりました。文具・雑貨部門では、シール商品の人気の高まりも寄与し、売上高は引き続き好調に推移いたしました。今後も、消費者の需要を捉えた商品展開を通じ、売上の拡大と収益性の向上に取り組んでまいります。

トレーディングカード専門売場は、当連結会計年度に開設した４店舗を合わせ、計７店舗の展開となっております。トレーディングカード市場は、人気コンテンツを背景とした需要に支えられ、拡大しております。当社グループにおきましても、新品商品の販売が好調に推移するとともに、中古商品の買取も好調で、買取・販売ともに堅調に推移しております。

「本屋さんのガシャポンのデパート」につきましては、人気キャラクターをはじめとする多彩な商品展開や、女性を含む大人層への支持の広がりを背景に、売上高は引き続き好調に推移しております。商品を選ぶ楽しさや購入時の期待感を提供する売場として、今後も品揃えの充実を図ってまいります。

当連結会計年度の店舗展開については、2025年10月に中央林間店（神奈川県大和市）、2026年１月に札幌ルーシー店（北海道札幌市）、同年８月に溝ノ口駅前店（神奈川県川崎市）の３店舗をリニューアルオープンさせ、同年５月に横須賀モアーズ店（神奈川県横須賀市）で文房具コーナーを新設いたしました。また同年７月には新業態として新札幌ＤＵ〇店に駿河屋を併設オープンいたしました。なお本業態を2027年８月期に神奈川県内に１店舗オープンする予定としております。退店については2025年９月に杉田店（神奈川県横浜市）、2026年１月に宮の森店（北海道札幌市）と星ヶ丘店（神奈川県相模原市）、同年２月に蓮田店（埼玉県蓮田市）と大仁店（静岡県伊豆の国市）とつくし野東急店（東京都町田市）、同年４月に立花店（兵庫県尼崎市）と住道店（大阪府大東市）、同年５月にＣＡ文教堂青山一丁目店（東京都港区）、同年６月に立場店（神奈川県横浜市）、同年７月に茂原店（千葉県茂原市）、中野坂上店（東京都中野区）の12店舗を閉鎖しました。

不動産賃貸事業は、売上高、営業利益ともに安定的に推移しております。

教育プラットフォーム事業は、「プログラミング教育 HALLO powered by Playgram × やる気スイッチ TM」は物価高騰による支出鈍化を受け、獲得生徒数の鈍化傾向が続いております。一方、株式会社Gakkenとの共同開発による書店併設型のシニア向け脳活性教室「Gakken脳げんきサロン」の教室や、「認知症サポーター養成講座」等の開催による地域密着型教室の展開など教室事業と販売事業の融合を進めております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は不採算店舗の閉鎖により減少があったものの書籍・文具・雑貨・トレーディングカード部門が好調に推移し、14,546百万円（前連結会計年度比0.6%増）、営業利益は78百万円（前連結会計年度は88百万円の営業損失）、経常利益は６百万円（前連結会計年度は83百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は41百万円（前連結会計年度は154百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは販売事業、不動産賃貸事業及び教育プラットフォーム事業でありますが、不動産賃貸事業及び教育プラットフォーム事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、商品別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区分	第75期(前連結会計年度)		第76期(当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
書籍・雑誌等の販売業	千円	%	千円	%	千円	%
小売						
書籍	6,327,622	43.8	6,205,598	42.7	△122,024	△1.9
雑誌	4,277,682	29.6	3,872,310	26.6	△405,371	△9.5
文具	1,967,791	13.6	2,271,249	15.6	303,458	15.4
その他※2	1,796,450	12.4	2,072,783	14.2	276,333	15.4
小計	14,369,547	99.4	14,421,942	99.1	52,395	0.4
卸売※1						
書籍	3,288	0.0	1,739	0.0	△1,549	△47.1
雑誌	4,095	0.0	2,805	0.0	△1,289	△31.5
その他※2	－	－	－	－	－	－
小計	7,383	0.1	4,544	0.0	△2,839	△38.5
その他※3	79,454	0.5	71,848	0.5	△7,606	△9.6
不動産賃貸事業※4	－	－	48,261	0.3	48,261	－
合計	14,456,385	100.0	14,546,596	100.0	90,211	0.6

(注) ※1．卸売はフランチャイジーに対するものであります。
※2．小売及び卸売の「その他」は、ホビー、トレーディングカード、中古品、図書カードほかであります。
※3．「その他」は、教育プラットフォーム事業、出版社からの報奨金収入等であります。
※4．当連結会計年度より不動産賃貸に係る損益について、営業外損益に表示する方法から売上高及び売上原価に表示する方法に変更しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は122百万円であり、その主なものは３店舗の全面リニューアルオープン、４店舗のトレーディングカード売場新設及び１店舗の駿河屋の併設オープンに伴う什器等の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

長期借入金、短期借入金合わせて総額219百万円を返済いたしました。

その結果、当連結会計年度末の長期借入金残高は１年以内返済予定額1,666百万円、短期借入金残高は2,117百万円となりました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

項目	第 73 期 (2023年8月期)	第 74 期 (2024年8月期)	第 75 期 (2025年8月期)	第 76 期 (当連結会計年度) (2026年8月期)
売上高 (千円)	15,470,652	14,925,191	14,456,385	14,546,596
経常利益又は経常損失（△） (千円)	97,670	57,616	△83,054	6,996
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (千円)	96,690	42,832	△154,884	41,976
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (円)	2.22	0.96	△3.57	0.92
総資産 (千円)	9,915,162	10,049,990	9,559,279	8,955,964
純資産 (千円)	1,268,129	1,310,961	1,156,076	1,198,053
１株当たり純資産額 (円)	△9.28	△6.84	△8.96	△8.04

(注１)　１株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行株式総数により算出しております。また、第72期連結会計期間以降、K種類株に帰属する純資産を純資産の部の合計額から控除して算出しており、１株当たり純資産額がマイナスとなっております。

(注２)　当連結会計年度より不動産賃貸に係る損益について、営業外損益に表示する方法から売上高及び売上原価に表示する方法に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社文教堂	50,000千円	100.0%	書籍・雑誌の小売業
有限会社文教堂サービス	3,000	100.0	図書カード等の小売業

⑷ 対処すべき課題

今後の出版流通業界におきましては、読者の購買行動やコンテンツの利用形態の変化を背景に、紙の出版物市場は引き続き厳しい環境が続くものと見込まれます。一方、書店は地域の文化創造基盤としての役割が期待されており、地域の需要に応じた品揃えやサービスの充実を通じ、販売機会を拡大していくことが重要と考えております。

売上高につきましては、コミックの販売動向を注視しつつ、書籍の定価上昇による売上への寄与も見込むとともに、需要に応じた商品展開を進めてまいります。文具・雑貨部門では、シール商品をはじめとする好調な商品の品揃えを充実させ、引き続き売上の拡大を図ってまいります。また、トレーディングカード事業では、新品商品の販売に加え、中古商品の買取強化と品揃えの充実を進め、カプセルトイ等の自販機等収入と併せて、収益基盤の拡充につなげてまいります。

収益改善につきましては、最低賃金の引き上げや人材確保に伴う人件費の増加に加え、物流費等の上昇圧力が見込まれるなか、業務プロセスの見直しやデジタル化を通じ、本社及び店舗運営の効率化を進めてまいります。店舗においては、エリアマネージャー制度を通じた運営体制の強化、顧客対応及び店舗オペレーションの改善により、販売機会の拡大と運営コストの最適化に努めてまいります。また、㈱ブックセラーズ＆カンパニーを通じた商品の取扱い拡大によるインセンティブの獲得や、需要予測に基づく仕入及び在庫管理の精度向上を通じ、利益率の改善を図ってまいります。

教育事業につきましては、プログラミング教育「HALLO」及びシニア向け脳活性教室「Gakken脳げんきサロン」において、地域の需要に応じた運営と利用者の拡大に取り組んでまいります。書店との連携を通じて、幅広い世代に学びの機会を提供するとともに、来店機会の創出と各事業の収益性向上を図ってまいります。

当社グループは、2026年８月期を初年度とする３カ年の中期計画に基づき、これらの施策を着実に実行し、持続的な収益基盤の確立と、地域の文化拠点である「街の書店」の存続に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2026年８月31日現在）

書籍・雑誌の小売業及びこれらの商品のフランチャイズ契約加盟店に対する商品供給、プログラミング教室等の教育、学習支援業、並びに不動産賃貸などを主要な事業としております。

⑹ **使用人の状況**（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
127名	4名減

（注）使用人数には、当社グループ外への出向社員を除き、当社グループへの出向社員を含みます。なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1名	－名	－歳	－年

（注１） 使用人数には、社外への出向社員を除き、当社への出向社員を含みます。
なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。

（注２） 当社は使用人が１名のため、平均年齢、平均勤続年数を省略しております。

2．会社の現況

⑴　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤　協治	㈱文教堂代表取締役社長
取締役	十河　義幸	財務経理部長
取締役	田中　宏樹	NIC㈱取締役 日本出版販売㈱取締役副社長 日販グループホールディングス㈱上席執行役員
取締役	飯田　直樹	弁護士法人黒田法律事務所パートナー弁護士 ㈱山野楽器監査役 ㈱キャンドゥ社外取締役（監査等委員） ㈱キャンドゥガバナンス委員会委員
取締役	森　俊明	BE1総合会計事務所代表 公認会計士・税理士
取締役	平岡　隆	日本出版販売㈱執行役員 カルチュア・エクスペリエンス㈱監査役
常勤監査役	宗像光英	㈱文教堂監査役
監査役	村瀬幸子	九段坂上法律事務所弁護士 ニチアス㈱社外監査役 マクセル㈱社外取締役 日本鋳造㈱社外取締役
監査役	平越　格	第一芙蓉法律事務所弁護士 学校法人実践女子学園理事 三井化学クロップ＆ライフソリューション㈱社外取締役

（注）１．取締役平岡隆氏、取締役飯田直樹氏、及び取締役森俊明氏は、社外取締役であります。なお、当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．取締役飯田直樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役森俊明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役村瀬幸子氏及び監査役平越格氏は、社外監査役であります。
５．監査役村瀬幸子氏及び監査役平越格氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に係る報酬等

(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ⅰ．基本方針

当社は、経営の透明性を確保するとともに、経営陣の役割と責務にふさわしい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、社外かつ独立役員が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を受け、取締役の報酬を決定します。

ⅱ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、会社の業績を鑑みて、各役員の役割と責務に応じて月次で支給します。

ⅲ．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上に対する動機付けとするため、役員賞与規程に基づき、支給日の前事業年度決算に係る普通株主への配当金の支払いがなされた場合、支給日の前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期連結純利益の額に0.05の支給係数を乗じた金額を上限とし、個々の取締役については個別の役割と責務に応じて役員賞与規程に定める支給係数を乗じた金額を指名・報酬委員会に対する諮問手続きを経た後に、取締役会で決定します。

ⅳ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社グループの利益成長により、普通株主への配当状況を考慮し、業績連動報酬の割合を高めていきます。

ⅴ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の指名・報酬委員会規程に基づき独立役員３名を含む４名の委員による指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が取締役の個人別の報酬等具体的な内容を決定します。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (うち社外取締役)	22,815千円 (7,638)	22,815千円 (7,638)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (2)
監　査　役 (うち社外監査役)	9,000 (4,560)	9,000 (4,560)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計 (うち社外役員)	31,815 (12,198)	31,815 (12,198)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名であります。
3．監査役の報酬限度額は、1993年11月26日開催の第43回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。
4．当事業年度末現在の取締役は６名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役２名が在任していたためであります。

⑵ 会計監査人の状況

① 名称　　南青山監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

		支払額
⑴	当該事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
⑵	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、⑴の当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があった等、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断したときには、監査役会は解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**6,703,537**	**流動負債**	**7,319,367**
現金及び預金	648,601	支払手形及び買掛金	3,117,881
売掛金	679,821	短期借入金	2,117,530
商品	5,172,747	1年内返済予定の長期借入金	1,666,208
貯蔵品	2,759	未払法人税等	12,361
その他	199,608	賞与引当金	36,000
固定資産	**2,252,426**	事業構造改革引当金	66,926
有形固定資産	**1,019,477**	その他	302,460
建物及び構築物	305,901	**固定負債**	**438,543**
機械装置及び運搬具	0	退職給付に係る負債	325,880
土地	569,506	その他	112,662
建設仮勘定	3,546	**負債合計**	**7,757,911**
その他	140,522	**純資産の部**	
無形固定資産	**49,678**	**株主資本**	**1,198,053**
ソフトウエア	18,792	**資本金**	**50,000**
電話加入権	30,885	**資本剰余金**	**87,908**
投資その他の資産	**1,183,270**	**利益剰余金**	**1,078,369**
投資有価証券	69,313	**自己株式**	**△18,224**
差入保証金	1,104,366	**純資産合計**	**1,198,053**
その他	9,590		
資産合計	**8,955,964**	**負債・純資産合計**	**8,955,964**

連結損益計算書

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,546,596**
売上原価		**10,202,454**
売上総利益		**4,344,142**
販売費及び一般管理費		**4,265,190**
営業利益		**78,951**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,097	
受取手数料	1,474	
受取家賃	19,811	
その他	2,230	25,614
営業外費用		
支払利息	83,604	
その他	13,964	97,569
経常利益		**6,996**
特別利益		
移転補償金	50,000	50,000
特別損失		
減損損失	1,969	1,969
税金等調整前当期純利益		**55,027**
法人税、住民税及び事業税	13,050	13,050
当期純利益		**41,976**
親会社株主に帰属する当期純利益		**41,976**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

株式会社文教堂グループホールディングス
取 締 役 会 御 中

南 青 山 監 査 法 人
東京都港区
代表社員 業務執行社員 公認会計士 韮 澤 政 男
代表社員 業務執行社員 公認会計士 中 島 敦 史
業務執行社員 公認会計士 田 口 俊 啓

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
連結注記表の1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年9月1日から2025年８月31日までの前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、加えて取引金融機関との長期的な合意が得られていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第76期事業年度における取締役職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、南青山監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人南青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人南青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月30日

株式会社文教堂グループホールディングス　監査役会

常勤監査役　宗　像　光　英　㊞

社外監査役　村　瀬　幸　子　㊞

社外監査役　平　越　　格　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第１号議案）〉

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類及び数
1	佐藤協治（さとう きょうじ） (1966年８月31日生)	1988年４月　㈱本の店岩本入社 2000年10月　当社入社　北海道事務所長兼北海道支店担当部長 2007年６月　当社店舗開発部長 2007年12月　当社執行役員店舗開発部長 2008年３月　㈱文教堂執行役員店舗開発部長 2008年11月　同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長 2009年７月　同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長兼情報システム部長 2010年11月　当社常務取締役常務執行役員事業開発部長 2017年11月　当社常務取締役常務執行役員事業管理本部長 2018年11月　当社代表取締役社長（現任） 2018年11月　㈱文教堂代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類及び数
2	そごうよしゆき 十河義幸 (1977年３月29日生)	2002年11月　当社入社 2019年12月　㈱文教堂経営戦略室長兼運営本部システム部 2021年12月　同社経営戦略室長兼運営本部環境デザイン統制室長兼管理本部ＩＲ・広報室長 2025年６月　同社管理本部長　財務・情報開示担当兼経営戦略室長（現任） 2025年11月　当社取締役（現任）	普通株式 －株
3	たなかひろき 田中宏樹 (1974年１月14日生)	1996年４月　日本出版販売㈱入社 2017年４月　同社営業推進グループ部長 2022年４月　同社執行役員マーケティング本部副本部長 2022年４月　ＮＩＣリテールズ㈱（現ＮＩＣ㈱）取締役（現任） 2023年４月　日本出版販売㈱取締役マーケティング本部副本部長 2025年４月　同社常務取締役マーケティング統括本部営業本部長 2025年11月　当社取締役（現任） 2026年４月　日本出版販売㈱取締役副社長（現任） 日販グループホールディングス㈱上席執行役員（現任）	普通株式 －株
4	ひらおか　たかし 平岡　隆 (1968年６月11日生)	1992年４月　日本出版販売㈱入社 2014年４月　同社営業推進室長 2017年４月　同社経営企画グループリーダー 2019年４月　同社執行役員経営戦略室長 2021年４月　日販グループホールディングス㈱執行役員事業統括室長 2023年10月　カルチュア・エクスペリエンス㈱監査役（現任） 2023年11月　当社社外取締役（現任） 2025年４月　日本出版販売㈱執行役員（現任）	普通株式 －株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類及び数
5	いいだ　なおき 飯田直樹 (1965年２月14日生)	1999年４月　弁護士登録 2002年２月　トレイダーズ証券㈱（現ﾄﾚｲﾀﾞｰｽﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱）社外監査役 2006年２月　バリオセキュア・ネットワークス㈱社外取締役 2008年10月　㈱山野楽器監査役（現任） 2009年11月　当社社外取締役（現任） 2011年６月　富士紡ホールディングス㈱社外監査役 2018年２月　㈱キャンドゥ社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年９月　弁護士法人黒田法律事務所パートナー（現任） 2019年９月　㈱キャンドゥ指名・報酬委員会（現ガバナンス委員会）委員（現任）	普通株式 7,500株
6	もり　としあき 森　俊明 (1966年４月28日生)	1987年10月　会計士補登録 1988年４月　サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1991年４月　公認会計士登録 1997年８月　椿勲公認会計士事務所入所 2003年４月　税理士登録 2003年９月　ブリッジ共同公認会計士事務所シニアパートナー、ブリッジ税理士法人代表社員 2007年６月　ひまわりホールディングス㈱社外監査役、ひまわり証券㈱社外監査役 2009年４月　ＢＥ１総合会計事務所代表（現任） 2009年11月　当社社外取締役（現任） 2015年７月　日本ビューホテル㈱社外監査役	普通株式 3,400株

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．日本出版販売㈱は、当社の特定関係事業者である日販グループホールディングス㈱の子会社であり、田中宏樹氏は同社の取締役副社長であり、平岡隆氏は同社の執行役員であります。
3．ＮＩＣ㈱は、当社の特定関係事業者である日販グループホールディングス㈱の子会社であり、田中宏樹氏は同社の取締役であります。
4．平岡隆氏、飯田直樹氏及び森俊明氏は社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は次のとおりであります。
平岡　隆氏：日本出版販売㈱の執行役員として会社経営に携わっており、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
飯田直樹氏：弁護士の資格を有しており、企業法務に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。当社は、同氏に対し、企業法務の専門家としての知見に基づき、取締役会における経営監督機能の強化、重要な経営判断に対する客観的かつ独立した助言及び提言を行うことを期待しております。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって17年となります。
森　俊明氏：公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。当社は、同氏に対し、その専門的な知見を活かし、財務・会計面からの経営監督機能の強化、内部統制及びリスク管理体制の充実並びに適切な情報開示に関する助言・監督を通じて、当社の持続的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって17年となります。
5．社外取締役候補者飯田直樹氏、森俊明氏及び平岡隆氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
6．当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定です。

〈株主提案（第２～６号議案）〉

第２～６号議案は、提案株主からの提案によるものであります。

なお、提案株主からの議案の要領、提案理由は、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第２号議案　社外役員の在任期間に関する定款一部変更の件

(1) 議案の要領

当会社の定款に、次の条項を新設する。

【現行定款】

（新設）

【変更案】

（社外役員の在任期間）

第〇条　当会社の社外取締役及び社外監査役の在任期間は、通算して12年を超えないものとする。社外監査役から社外取締役に就任した場合その他役職を異にして継続して在任する場合には、これを通算する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(2) 提案の理由

在任期間12年は、議決権行使助言会社及び機関投資家の標準的な独立性判断基準である。

議決権行使助言会社ISSは、2025年の議決権行使助言基準の改定において、社外役員の在任期間が12年以上である場合は独立していないと判断することとし、当該基準は2026年２月１日から運用されている。また第一生命保険、野村アセットマネジメント、アセットマネジメントOne等の複数の国内機関投資家が、同様に12年を基準として採用している。

（出典：BUSINESS LAWYERS「議決権行使基準の改定動向の比較・分析）

（出典：第一生命保険「議決権行使に関する基準」）

これに対し、当会社の社外取締役飯田直樹氏及び森俊明氏について、第75回定時株主総会招集ご通知には、それぞれ次の記載がある。

> なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって16年となります。
> （出典：第75回定時株主総会招集ご通知　23ページ）

両氏は2009年11月に就任しており、第76回定時株主総会終結時には在任17年となる。前記の基準を５年超過するものである。なお、当会社が東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役は、この両氏の２名のみである。

当会社は2018年８月期に重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上して債務超過となり、2019年６月28日に事業再生ADR手続の利用申請を行い、同年９月27日に事業再生計画が成立した。両氏はこの全期間を通じて社外取締役の地位にあった。当該事業再生計画の達成状況について、第75回定時株主総会において議長は次のとおり報告している。

> ６年間の累計損益では、売上高が1,014億円、計画比100％、経常利益は９億円で計画比63％、純利益は７億円で計画比63％と、売上高は計画値を達成しているものの、想定外の経費高騰により、利益は大きく棄損している状況でございます。
> （出典：第75回定時株主総会レポート）

また議長は、当該６年間について「残念ながら、全ての債権者様が十分納得できる結果には届きませんでした」とも述べている。

他方、招集ご通知においては両氏の活動状況について毎期「期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております」と記載されている。取締役会への出席率が高いこと（第75期は両氏とも18回中18回出席）は事実であるが、在任期間中に債務超過、事業再生ADR手続の申請及び再生計画の目標未達が生じた事実に照らせば、監督機能の実効性については再検証を要すると考える。
（出典：第75回インターネット開示事項　５ページ（社外役員に関する事項））

また、両氏について招集通知には次の記載がある。

> 同氏が、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
> （出典：第75回定時株主総会招集ご通知　23ページ）

本議案は、特定の個人の解任又は不再任を求めるものではなく、社外役員の在任期間について制度としての上限を定めることを求めるものである。上限の水準は議決権行使助言会社及び機関投資家の標準的な基準に合わせたものであり、当会社に固有の厳格な制約を課すものではない。

役員構成の適正化を経営陣の裁量に委ねた場合、現に16年にわたり同一の社外取締役が在任している事実に照らせば、その実現は期待しがたい。制度として定款に定めることにより、将来にわたり取締役会の実効性が継続的に確保されることとなる。

第２号議案に対する当社取締役会の意見

当社は、本議案に**反対**いたします。

反対の理由

当社は、取締役の任期を１年としており、社外取締役を含む各取締役について、毎年、株主の皆様にその選任についてご判断いただく機会を確保しております。

社外取締役の独立性を確保することは重要ですが、独立性は在任期間のみをもって一律に判断すべきものではなく、当該取締役と当社との関係、専門性、経験、取締役会における職務遂行状況等を総合的に勘案して判断すべきものと考えております。

社外取締役が当社の事業、経営環境、組織及び取締役会の運営について十分な理解を深め、その経験・専門性を活かして中長期的な経営戦略について実効的な監督・助言を行うためには、一定の継続的な在任期間を確保することにも意義があります。

一律に在任期間を12年に限定することは、当社にとって必要かつ適切な経験・専門性を有し、引き続き独立した立場から十分な監督機能を発揮している社外取締役についても、在任期間のみを理由として再任の選択肢を失わせることとなります。その結果、取締役会の継続性や専門性を損ない、かえって取締役会の実効性を低下させる可能性があります。

したがって、当社としては、社外取締役の在任期間を一律に12年に制限するのではなく、毎年の株主総会における取締役選任を通じた株主の皆様による評価に加え、取締役会における候補者の適格性・独立性・専門性等の検討を通じて、実効的なガバナンスを確保することが適切であると考えております。

以上の理由から、本提案に**反対**いたします。

第３号議案　代表取締役の在任期間に関する定款一部変更の件

(1) 議案の要領

当会社の定款に、次の条項を新設する。

【現行定款】

（新設）

【変更案】

（代表取締役の在任期間）

第〇条　当会社の代表取締役の在任期間は、通算して10年を超えないものとする。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(2) 提案の理由

第１号議案において社外役員の在任期間に上限を設けることを提案しているが、業務執行の最高責任者である代表取締役について何らの規律が存在しないことは、均衡を欠くものと考える。監督する側にのみ在任期間の上限を課し、執行する側に課さないことは、取締役会全体の実効性の確保という観点から一貫性を有しない。

当会社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書には、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」として次の記載がある。

> 【補充原則4-1③】取締役会の役割・債務(1)当社は、経営戦略の立案・実行等について社内外の研修を通じて次世代経営陣の育成に努めております。当社の取締役会は、能力・経験・資質を勘案して代表取締役を指名するものとしておりますが、現時点においては代表取締役の後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討してまいります。
>
> （出典：コーポレート・ガバナンスに関する報告書（2025年11月28日））

他方、その前日である2025年11月27日に開催された第75回定時株主総会において、議長は経営体制について次のとおり述べている。

> 後継者育成につきまして、他業種においても若い経営者が活躍している中で、やはり若返りは必然であると認識でおります。この３か年の中で育成も含めしっかりと準備をし、次の経営陣にバトンタッチできる状況を作っていきたいと考えております。
>
> （出典：第75回定時株主総会レポート）

株主総会における当該発言は口頭による意思の表明にとどまり、その翌日に提出された報告書においては具体的な計画が存在しないことが明記されている。株主には、当該方針の履行状況を確認する手段が与えられていない。

現代表取締役の就任は2018年11月であり、本議案の上限を適用した場合の期限は2028年11月となる。これは中期経営計画の期間（2026年８月期から2028年８月期まで）の終了時期とほぼ一致するものであり、議長が述べた「この３か年の中で準備」との整合性を有する。

（出典：第75回定時株主総会招集ご通知　21ページ（取締役候補者の略歴））

なお、当該期間における業績について、当会社の個別注記表には次の記載がある。

> 当社は、当事業年度まで６期連続で継続的な営業損失、経常損失を計上しております。加えて、当事業年度においては、子会社に対する貸倒引当金繰入額の計上により、重要な経常損失、当期純損失を計上しております。
>
> （出典：有価証券報告書　第75期　92ページ（個別注記表・継続企業の前提に関する注記））

また、第75回定時株主総会において、議長は前事業年度の決算について次のとおり述べている。

> 本年の赤字決算は、努力不足であり、投資のタイミングを失ってしまったということを認識しております。
>
> （出典：第75回定時株主総会レポート）

本議案は、現任の代表取締役の解任を求めるものではない。上限に達するまでの期間において、後任者の育成及び選定を計画的に行うことが可能である。経営体制の刷新が個人の意向に委ねられることなく制度として担保されることにより、後継者の育成が計画的に進められることとなる。

第３号議案に対する当社取締役会の意見

当社は、本提案に**反対**いたします。

反対の理由

当社においては、取締役の任期を１年としており、代表取締役を含む各取締役について、毎年、株主の皆様にその選任についてご判断いただく機会を確保しております。

代表取締役については、経営環境や当社の経営課題、事業戦略等を踏まえ、その時々において最も適切な者を取締役会が選定することが、持続的な企業価値の向上及び実効的な経営監督の観点から重要です。

一律の任期制限を設けた場合、当該時点において中長期的な経営戦略の遂行に必要な経験・能力を有し、株主の皆様から継続して支持されている代表取締役についても、在任期間のみを理由として交代を求めることとなり、経営の継続性を損なう可能性があります。

一方、当社では、取締役の任期を１年としているため、代表取締役についても、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様による評価を受けることができます。加えて、代表取締役を含む経営陣については、取締役会による監督及び任意の指名・報酬委員会による審議等を通じて、その適格性及び業績等を踏まえた適切な評価・検討を行うことが可能です。

したがって、代表取締役の在任期間について一律の上限を設けるのではなく、毎年の株主総会における取締役選任、取締役会による監督及び指名プロセスを通じて、経営者の適格性を継続的に検証することが、当社の実情に即した適切なガバナンスであると考えております。

以上の理由から、本提案に**反対**いたします。

第４号議案　取締役の報酬額設定の件

(1) 議案の要領
取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額について、次のとおり決議する。

一　連結損益計算書において営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額は、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の70パーセントを超えないものとする。

(2) 提案の理由
直近３事業年度の連結営業利益と役員報酬等の総額は、次のとおりである。

事業年度	連結営業利益	役員報酬等の総額	うち取締役分
2023年８月期	73,294千円	32,574千円	25,494千円
2024年８月期	31,516千円	32,574千円	25,494千円
2025年８月期	△88,859千円	34,284千円	25,494千円

（出典：連結営業利益：有価証券報告書　第75期　59ページ）
（出典：役員報酬：第73回招集ご通知　14ページ、第74回招集ご通知　14ページ、第75回招集ご通知　13ページ）

2025年８月期において、当会社は連結営業損失88,859千円を計上した。報酬の原資となる営業利益が存在しないにもかかわらず、同期の役員報酬等の総額は34,284千円であり、前期を1,710千円上回っている。

同期について、当会社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記を付しており、また事業再生ADR手続に基づく計画期間の最終年度であった。当該計画の達成状況について、第75回定時株主総会において議長は次のとおり述べている。

> 本年の赤字決算は、努力不足であり、投資のタイミングを失ってしまったということを認識しております。
>
> （出典：第75回定時株主総会レポート）

また、2024年８月期においては、役員報酬等の総額32,574千円が連結営業利益31,516千円を上回っている。取締役に対する報酬等に限っても25,494千円であり、同期の連結営業利益の約81パーセントに相当する。

連結営業利益は３事業年度で73,294千円から△88,859千円へと162,153千円変動しているが、取締役に対する報酬等の総額は３事業年度にわたり25,494千円で変動していない。他方、当会社の報酬決定方針には次の記載がある。

> 取締役の報酬は、会社の業績を鑑みて、各役員の役割と責務に応じて月次で支給します。
>
> （出典：第75回定時株主総会招集ご通知　12ページ）

「会社の業績に鑑みて」支給するとの方針が定められているにもかかわらず、営業損失を計上した事業年度においても報酬総額が減額されていない。

なお、当会社における取締役の個人別の報酬額は、事業年度の終了後に決定されている。
第75期については、招集ご通知に次の記載がある。

> 当事業年度に関わる取締役の報酬額については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、2024年11月28日開催の取締役会において指名・報酬委員会へ諮問する決議を行い、2024年12月20日開催の指名・報酬委員会において取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を答申し、2025年１月14日開催の取締役会において決定いたしました。
>
> （出典：第75回定時株主総会招集ご通知　12ページ）

すなわち、前事業年度の決算が確定した後に当該事業年度の報酬額を決定する運用が既に行われており、本議案による減額は当該運用の中で実施することが可能である。

なお、当会社の業績連動報酬に関する方針には次の記載がある。

> 業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上に対する動機付けとするため、役員賞与規定に基づき、支給日の前事業年度決算に係る普通株主への配当金の支払いがなされた場合、支給日の前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期連結純利益の額に0.05の支給係数を乗じた金額を上限とし（後略）
>
> （出典：第75回定時株主総会招集ご通知　12ページ）

当会社は2016年８月期から2026年８月期（会社予想）に至る11期すべてにおいて無配であり、当該制度は一度も発動していない。第75期の報酬はその全額が固定報酬である。すなわち現行の報酬制度は、業績が改善した場合の増額要因としても、悪化した場合の減額要因としても機能していない。

（出典：Yahoo！ファイナンス　文教堂グループホールディングス　配当情報）

さらに、2019年９月27日に成立した事業再生計画において計画されていた連結営業利益と実績は次のとおりである。

事業年度	計画	実績	達成率
2023年８月期	254百万円	73百万円	29%
2024年８月期	222百万円	31百万円	14%
2025年８月期	197百万円	△88百万円	－

（出典：計画値：事業再生計画の東京証券取引所への提出について（2019年９月27日）

当該計画の実行にあたり、当会社は取引金融機関６行から債務の株式化4,160百万円、及び日販グループホールディングス株式会社から500百万円の出資による支援を受けている。

なお、本議案が報酬等の合計額を当会社及び当会社の子会社から受け取るものの合計として定め、その開示を求めるのは、次の理由による。

当会社の代表取締役社長は、連結子会社である株式会社文教堂の代表取締役社長を兼任している。
（出典：第75回定時株主総会招集ご通知　21ページ（取締役候補者の略歴））

しかしながら、有価証券報告書における役員の報酬等に関する記載は、「連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません」とされているにとどまり、子会社から支給される報酬等の額は開示されていない。
（出典：有価証券報告書　第75期　54ページ（役員の報酬等））

したがって株主は、取締役が当会社グループ全体から受ける報酬等の総額を把握することができない。報酬の上限を株主総会の決議により定める以上、その履行状況を株主が検証しうる状態とすることが必要であると考える。

本議案は、平時における取締役の報酬水準を制限するものではない。営業利益を計上した事業年度における報酬限度額は従前のとおりとし、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に限り上限を設けるものである。また、報酬額の決定は事業年度終了後に行われるものであることから、本議案による減額は当該事業年度の決算が確定した後に決定される翌事業年度の報酬に適用されるものであり、既に支給された報酬の返還を求めるものではない。

経営の成果が上がらなかった事業年度の後に報酬が減額される仕組みは、経営陣と株主の利害を一致させ、株主及び債権者に対する説明責任を明確化するものであると考える。

第４号議案に対する当社取締役会の意見

当社は、本提案に**反対**いたします。

反対の理由

当社は、取締役の報酬について、当社の業績、経営環境、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案し、適切な報酬水準及び報酬体系を設計することが重要であると考えております。

前期が赤字となった場合に一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするという本提案は、赤字という単一の財務指標のみを基準として取締役の報酬を機械的に決定するものであり、取締役の職務遂行や企業価値向上への貢献を必ずしも適切に反映するものではありません。

当社の業績は、取締役の職務執行のみならず、経済情勢、原材料価格その他の外部環境や、一時的な損失、赤字店舗の閉鎖などの事業構造改革、事業維持や収益性改善に向けた取り組み等、様々な要因の影響を受けます。そのため、前期が赤字であったことのみをもって報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとすることは、取締役に短期的な利益を過度に重視させ、中長期的な企業価値の向上に必要な投資その他の経営判断を抑制するなど、適切なインセンティブ設計を損なうおそれがあります。

また、経営環境等の外部要因によって一律に報酬が減額され得る制度は、経営責任や職務内容に見合った合理的かつ予見可能な報酬体系の構築を困難にし、当社の持続的な成長を担う優秀な経営人材の確保・維持を阻害するおそれもあります。

当社では、独立役員を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬について、業績、職責及び職務遂行状況等を踏まえた適切な審議を行う体制を整備しております。

したがって、単年度の赤字のみを基準として報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするのではなく、当社の経営環境、業績の内容、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案して報酬を決定する現在の仕組みを維持することが適切であると考えております。

以上の理由から、本提案に**反対**いたします。

第５号議案　取締役の報酬額設定の件

(1) 議案の要領
取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額について、次のとおり決議する。

二　当会社は、各事業年度において取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額を、役員区分ごとに有価証券報告書において開示するものとする。

(2) 提案の理由
第４号議案の『(2) 提案の理由』に記載と同一であります。

第５号議案に対する当社取締役会の意見

当社は、本提案に**反対**いたします。

反対の理由

当社は、役員報酬の透明性を確保し、株主の皆様に対する適切な情報提供を行うことは重要であると考えております。有価証券報告書においても、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬等の総額や報酬の種類別の額等を開示しております。

また、当社では、独立役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬体系の客観性・透明性や、各取締役の職責、業績及び職務遂行状況等に基づく評価の妥当性について、厳格な審議・検証を行う体制を整備しております。これにより、取締役の報酬決定プロセスの公正性及び客観性を確保し、適切なガバナンスの実現に努めております。

一方、本提案は、当社の取締役が当社及び当社の子会社から受ける報酬等の合計額について、役員区分ごとに一律に開示することを求めるものです。しかしながら、子会社における役職や職責、報酬制度は各社の事業内容や経営環境等に応じて異なるため、これらを単純に合算した金額のみでは、各取締役の職務や責任に照らした報酬の妥当性を適切に評価することが困難となる場合があります。

また、グループ各社の報酬制度や経営体制の違いを踏まえた柔軟な報酬設計を行うことは、グループ全体の経営人材の適切な配置や確保の観点からも重要です。

当社としては、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、既存の開示制度の枠組みの中で、株主の皆様に対する説明責任を果たしていくことが適切であり、定款により一律の追加的な開示義務を設ける必要性は乏しいと考えております。

以上の理由から、本提案に**反対**いたします。

第６号議案　取締役の報酬額設定の件

(1) 議案の要領
取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額について、次のとおり決議する。

三　営業利益を計上した事業年度における取締役の報酬限度額は、1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議のとおりとする。

(2) 提案の理由
第４号議案の『(2) 提案の理由』に記載と同一であります。

第６号議案に対する当社取締役会の意見

当社は、本提案に**反対**いたします。

反対の理由

本提案は、営業利益を計上した事業年度における取締役の報酬限度額を1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議のとおりとすることを求めるものです。なお、提案株主の本提案は、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額を、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の70パーセントを超えないものと制限することを意図していると解されます。

前期が赤字となった場合に一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするという本提案は、赤字という単一の財務指標のみを基準として取締役の報酬を機械的に決定するものであり、取締役の職務遂行や企業価値向上への貢献を必ずしも適切に反映するものではありません。

当社の業績は、取締役の職務執行のみならず、経済情勢、原材料価格その他の外部環境や、一時的な損失、赤字店舗の閉鎖などの事業構造改革、事業維持や収益性改善に向けた取り組み等、様々な要因の影響を受けます。そのため、前期が赤字であったことのみをもって報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとすることは、取締役に短期的な利益を過度に重視させ、中長期的な企業価値の向上に必要な投資その他の経営判断を抑制するなど、適切なインセンティブ設計を損なうおそれがあります。

また、経営環境等の外部要因によって一律に報酬が減額され得る制度は、経営責任や職務内容に見合った合理的かつ予見可能な報酬体系の構築を困難にし、当社の持続的な成長を担う優秀な経営人材の確保・維持を阻害するおそれもあります。

当社では、独立役員を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬について、業績、職責及び職務遂行状況等を踏まえた適切な審議を行う体制を整備しております。

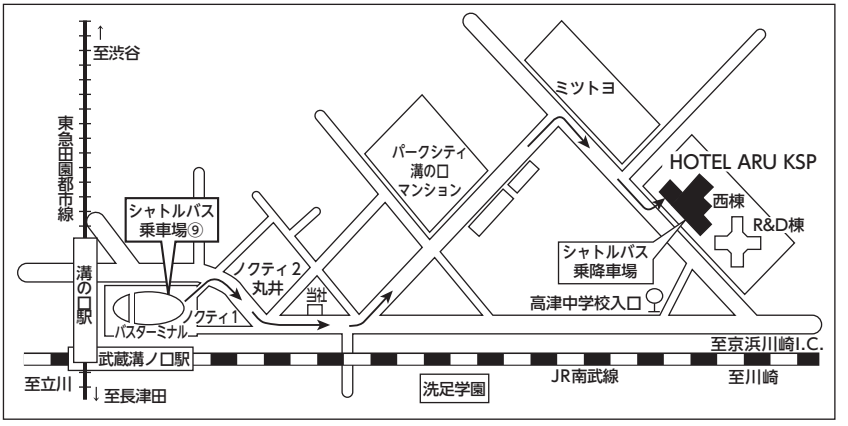
したがって、単年度の赤字のみを基準として報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするのではなく、当社の経営環境、業績の内容、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案して報酬を決定する現在の仕組みを維持することが適切であると考えております。

以上の理由から、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額を、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の70パーセントを超えないものと制限することを意図している本提案に**反対**いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号
HOTEL ARU KSP　３階　ＫＳＰホール
（連絡先　044－811－0118　㈱文教堂グループホールディングス　総務部）



最寄駅　ＪＲ　南武線　武蔵溝ノ口駅より徒歩約12分
東急　田園都市線　溝の口駅より徒歩約12分
※直通シャトルバスご利用の場合
武蔵溝ノ口駅、溝の口駅前バスターミナル
９番乗車場より約５分
シャトルバスの無料乗車券は、当日バス乗車場付近にて係員が配布いたします。なお、お帰りの際は乗車券がなくても無料でご利用いただけます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。